○内閣府告示第二百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県、竹原市、三原市及び東広島市

二　地域再生計画の名称　安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　竹原市、三原市及び東広島市の区域の一部（竹原港、忠海港、安芸津港、長浜漁港及び能地漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び福山市

二　地域再生計画の名称　自然・歴史・文化に調和した「美しいみなと」の創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福山市の区域の一部（千年港、横田港、阿伏兎港及び田尻漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び松山市

二　地域再生計画の名称　「坂の上の雲」のまち　松山　安全・安心のみちづくり整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　松山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び宇和島市

二　地域再生計画の名称　宇和島市「自然と歴史文化を尊重し快適に暮らせるまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び伊予市

二　地域再生計画の名称　「ひと・まち・自然が出会う郷（くに）」再生プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　伊予市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（三の六）

○内閣府告示第二百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百四十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び行橋市並びに福岡県京都郡みやこ町

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と歴史が織りなす「美夜古（みやこ）」のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　行橋市並びに福岡県京都郡みやこ町及び築上郡築上町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び豊前市

二　地域再生計画の名称　創意工夫による文化発信の拠点づくり～廃校からの再出発、ふたたび地域のシンボルを目指して～

三　地域再生計画の区域の範囲　豊前市の区域の一部（八屋地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（三の六）

○内閣府告示第二百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び朝倉市

二　地域再生計画の名称　水を育み街を潤す「共生」と「交流」を創るまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　朝倉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び糸島市

二　地域再生計画の名称　人と自然が共生し魅力と交流をはぐくむまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　糸島市の区域の一部（旧前原市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）